

動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項（第2項）において準用する同法第10条第1項の規定により動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した営業所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項